

吸収分割に係る事前備置書類

(会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 192 条に定める書類)

2021 年 8 月 11 日

三菱重工業株式会社

(吸収分割会社：三菱パワー株式会社)

**第1 吸収分割契約の内容（会社法第794条第1項）**

別添1のとおりです。

**第2 吸収分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）**

別添2のとおりです。

**第3 会社法第758条第8号に掲げる事項（会社法施行規則第192条第2号）**

該当事項はありません。

**第4 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項（会社法施行規則第192条第3号）**

該当事項はありません。

**第5 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第192条第4号）**

**1 最終事業年度に係る計算書類等の内容（同号イ）**

別添3のとおりです。

**2 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときにおける当該臨時計算書類等の内容（同号ロ）**

該当事項はありません。

**3 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）**

別添4のとおりです。

**第6 当社についての最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第192条6号イ）**

別添4のとおりです。

**第7 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項  
(会社法施行規則第192条7号)**

別添5のとおりです。

以 上

別添1 吸収合併契約の内容



## 吸収分割契約書

三菱パワー株式会社（以下「甲」という。）及び三菱重工業株式会社（以下「乙」という。）は、甲が営む分割事業（第2条において定義される。）を乙に承継させるための吸収分割（以下「本件分割」という。）に関して、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （当事会社及び会社分割の方法）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社とする吸収分割を行う。

2 本件分割に係る吸収分割会社である甲と吸収分割承継会社である乙の商号及び住所は、次のとおりである。

#### （1）吸収分割会社

商号 三菱パワー株式会社

住所 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号

#### （2）吸収分割承継会社

商号 三菱重工業株式会社

住所 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号

### （本件分割）

第2条 甲は、本契約の規定に従って、吸収分割の方法により、本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）の直前時（以下「基準時」という。）において甲が運営する一切の事業（以下「分割事業」という。）に関して有する第3条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

### （乙が本件分割により承継する権利義務）

第3条 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、本契約添付別紙「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする。

### （債務引受）

第4条 本件分割による甲から乙に対する債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法による。

2 甲が、前項により乙が承継する債務及び会社法第759条第2項の規定により甲及び乙の連帯債務となった債務が存在する場合の当該債務について履行その他の負担をしたときは、乙に対してその負担の全額について求償することができる。

(本件分割に際して交付する金銭等)

第5条 乙は、本件分割に際し、甲に対して株式、金銭その他の財産の割当ては行わない。

(効力発生日)

第6条 効力発生日は、2021年10月1日とする。但し、本件分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙にて協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

(本件分割の承認)

第7条 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

(競業避止義務)

第8条 甲は、効力発生日以降、分割事業に関し、会社法第21条に基づく競業避止義務を負わず、日本国内及び国外において、分割事業と競合する事業を、自ら又はその子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)若しくは関連会社(会社計算規則第2条第3項第21号に規定する関連会社をいう。)を通じて行うことができる。

(登記、登録等)

第9条 本件分割によって承継される権利義務に関する登記、登録、通知等の手續に要する登録免許税その他一切の費用は、当該手續を行う当事者が負担する。但し、当該権利義務に関する公租公課及び保険料であって、効力発生日前後の両方に跨る期間を対象とするものについては、効力発生日の前日までを対象期間とする部分は甲が、効力発生日以降を対象期間とする部分は乙が、それぞれ実日数による日割計算により負担する。

(本契約の変更等)

第10条 甲及び乙は、本契約の締結日から効力発生日の前日までの間に限り、甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、甲及び乙は協議の上合意することにより、本契約を変更又は解除することができる。

(本契約の効力)

第11条 本契約は、次の場合にその効力を失う。

- (1) 効力発生日の前日までに前条の規定に従い本契約が解除された場合
- (2) 効力発生日の前日までに第7条に規定する甲又は乙において必要な承認及び機関決定が行われない場合
- (3) 効力発生日の前日までに本件分割の実行に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られない場合

(準拠法及び管轄合意)

第12条 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議解決)

第13条 本契約に定める事項のほか、本件分割に必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙にて誠意をもって協議の上、決定する。

以上の合意の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

2021年7月30日

甲 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号  
三菱パワー株式会社  
取締役社長 河相 健



乙 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号  
三菱重工業株式会社  
取締役社長 泉澤 清次





承継権利義務明細表

乙は、本契約により、基準時における、甲の分割事業に属する以下に記載する権利義務を、甲から承継する。なお、甲から乙に承継される資産及び負債の金額については、甲の2021年3月31日現在の甲単体の計算書類を基礎とし、これに基準時までの増減を加除した上で確定する。

## 1. 資産

## (1) 現預金

分割事業に係る現預金

(2) 分割事業に係る甲の保有資産及び主に分割事業の用に供される一切の資産（但し、甲の子会社及び関連会社の株式は第7項の定めによる。）

(3) 前号の規定にかかわらず、次に挙げる資産は甲から乙への承継対象権利義務から除く。

## ア. 知的財産

基準時において、甲が海外で出願・登録している知的財産（但し、日本、米州、欧州、中国、インド及び南アフリカで出願・登録している知的財産は除く）

## イ. 文書・資料等

基準時において、本件分割後の甲の事業遂行に専ら使用されることが企図される甲所有の文書・資料等（電磁的記憶媒体に保存されている電子ファイルを含む。）

## ウ. 製品等

基準時において、本件分割後の甲の事業遂行に専ら使用されることが企図される甲所有の製品、半製品、材料及び仕掛品（甲の子会社及び関連会社並びに資材取引先その他の法人等に対して貸与しているものを含む。）

## エ. 機械装置等

基準時において、本件分割後の甲の事業遂行に専ら使用されることが企図される甲所有の機械装置、車両運搬具、治工具、器具及び備品並びに消耗品（甲の子会社及び関連会社並びに資材取引先その他の法人等に対して貸与しているものを含む。）

## オ. 海外事務所の資産

甲が日本国外に有する事務所（台北事務所、バスラ事務所、中東・北アフリカ事務所、クウェート事務所、ドーハ事務所及びモスクワ事務所。総称して、以下「海外事務所」という。）の資産

カ. 有価証券（但し、甲の子会社及び関連会社の株式を除くものとし、第7項の定めによる。）

本件分割後の甲の事業遂行のために専ら使用されることが企図される甲の顧客等の株式



キ. 海外の訴訟等に係る債権

甲が当事者となっている海外の訴訟、仲裁及び調停（総称して、以下「訴訟等」という。）のうち、保険会社との訴訟等に係る当事者地位及び債権

2. 負債及び債務

甲が有する一切の負債及び債務（偶発債務（隠れた債務、保証債務、製造物責任及び不法行為から生じる債務を含む。）を含む。）。但し、甲が当事者となっている保険会社との訴訟等に係る負債及び債務は除く。

3. 契約（労働契約を除く。）

分割事業に関する売買契約、製造委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約、業務委託契約、共同開発契約、知的財産関連契約その他一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する一切の権利義務。但し、次に挙げるものは除く。

- (1) 基準時において、本件分割後の甲の事業遂行に主に使用されることが企図される土地、建物・設備・備品に係る賃貸借契約、リース契約及び使用許諾契約並びにこれらに付帯する契約
- (2) 基準時において、本件分割後の甲の事業遂行に主に使用されることが企図されるシステム・ソフトウェアに係る賃貸借契約、リース契約及び使用許諾契約並びにこれらに付帯する契約
- (3) 甲が基準時までには締結している海外顧客（甲の子会社及び関連会社を除く。）との契約上の地位。なお、当該海外顧客との契約に係る権利義務の効力発生日以降の取り扱いについては、甲乙間で誠実に協議する。
- (4) 甲が基準時までには締結している海外向け技術供与契約及びこれらに付帯する契約（但し、甲が甲の子会社又は関連会社と締結しているもの（甲の中国関連会社と締結している環境装置関連技術に係るものを除く）及び別添記載のものは除く。）
- (5) 甲が基準時までには締結している契約で、一つの契約の中に分割事業に係る内容と本件分割後に甲が行う事業に係る内容の両方を含む契約（以下「既締結混在契約」という。）については、次のとおりとする。
  - ア. ①既締結混在契約に係る一切の権利義務及びこれに伴う債権債務、②既締結混在契約の履行のために甲が取得し効力発生日において保有する仕掛品、③既締結混在契約の履行のために甲が効力発生日の前日までに第三者に発注した資機材または役務調達に係る契約については、甲から乙に承継しない。
  - イ. なお、既締結混在契約において、これに含まれる分割事業の内容に係るものについては、効力発生日以降におけるその取り扱いについて、甲乙間で誠実に協議する。
- (6) 海外事務所に係る賃貸借契約、リース契約、使用許諾契約その他一切の契約

#### 4. 労働契約

- (1) 分割事業に従事する全従業員（甲における採用内定者及び効力発生日に労務提供を開始する又は契約期間が更新される雇用契約を締結している者を含む。）に係る労働契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務並びに当該従業員の金融機関からの借入金について甲が当該金融機関に対して保証する契約及び当該契約に基づく保証債務。但し、海外事務所にて雇用される従業員に係る労働契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務並びに当該従業員の金融機関からの借入金について甲が当該金融機関に対して保証する契約及び当該契約に基づく保証債務は除く。
- (2) 前項に関わらず、以下のいずれかに該当する者については、分割効力発生日において甲から乙に労働契約を承継しない。
  - ア. 本契約締結以降効力発生日までの間に、甲を退職し雇用延長とならない、又は解雇された従業員、もしくは採用内定を辞退し、又は採用内定が取り消された採用内定者
  - イ. 本契約締結以降効力発生日までの間に、甲との労働契約が満了する者

#### 5. 労働協約

甲と労働組合との間で締結された労働協約

#### 6. 許認可等

甲が分割事業に関して取得している許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、甲から乙への承継が法令上可能なもの

#### 7. 子会社及び関連会社の株式

甲が基準時に保有する次に挙げる甲の子会社及び関連会社の株式及びその他分割事業の事業遂行に必要な株式

- (1) 三菱パワー精密鑄造株式会社
- (2) 三菱パワー環境ソリューション株式会社
- (3) 三菱パワーインダストリー株式会社
- (4) MHI パワーエンジニアリング株式会社
- (5) 三菱パワー検査株式会社
- (6) 株式会社 MHI パワーコントロールシステムズ
- (7) 三菱パワーメンテナンスサービス株式会社
- (8) 東京環境オペレーション株式会社
- (9) GECYLLS 株式会社
- (10) CBC Industrias Pesadas S. A.
- (11) Mitsubishi Power Europe, Ltd.
- (12) Mitsubishi Power Europe GmbH

- (13) MHI Power ZAF (Pty) Ltd
- (14) ATLA S.r.l.
- (15) 大連菱日電力設備有限公司
- (16) Mitsubishi Power India Private Limited
- (17) L&T-MHI Power Boilers Private Ltd.
- (18) L&T-MHI Power Turbine Generators Private Ltd.
- (19) Electrica de Rio Escondido S.A. de C.V.

<以下余白>



承継対象とする海外向け技術供与契約

インド向け制御装置関連技術  
インド向け環境装置関連技術  
インド向けガスタービン関連技術  
米国向け環境装置関連技術  
米国向け HRSG 関連技術  
スペイン向け蒸気タービン関連技術  
スペイン向け環境装置関連技術  
フィンランド向け環境装置関連技術  
フィンランド向けボイラ関連技術  
フランス向け AM 関連技術  
ロシア向けガスタービン関連技術  
サウジアラビア向けボイラ関連技術  
中国向けガスタービン関連技術  
中国向け蒸気タービン関連技術  
中国向け熱交換器関連技術  
中国向け原子力二次系関連技術  
中国向けボイラ関連技術  
中国向け補機関連技術  
中国向け環境装置関連技術  
台湾向けボイラ関連技術

<以下余白>



2021年8月11日

### 吸収分割対価の定め相当性に関する説明書

三菱重工業株式会社（以下、「甲」という。）は、2021年7月30日に三菱パワー株式会社（以下、「乙」という。）と締結した吸収分割契約に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、乙の事業に関する、資産及び負債その他一切の権利義務（但し、遂行中の海外顧客との契約、海外事務所、一部の海外で出願・登録済の知的財産及び一部の海外グループ会社株式等は除く）を甲に承継させる吸収分割を行うにあたり、甲が乙に交付する対価の定めについて、下記の理由により相当と判断いたします。

1. 分割対価の株式の交付を省略すると定めたことを相当とする理由

乙は、甲の直接完全子会社であるため、本分割に際して、甲の乙に対する甲の株式の交付は、省略することで合意したものです。

2. 乙の資本金及び準備金の額に関する事項を相当とする理由

上記1. の理由により、会社計算規則第38条第2項に基づき、本分割による乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の増額はありませぬ。

以 上



別添3 最終事業年度に係る計算書類等の内容

株主総会招集通知添付書類

## 2020年度 事業報告

三菱パワー株式会社

## 2020 年度事業報告

### 1. 株式会社の現況に関する事項

#### 1-1 事業の経過及びその成果

##### (1) 概況

当事業年度の世界経済は、新型コロナウイルスが世界的に拡大したことにより一時的な経済成長の落ち込みがありました。徐々に落ち着きを取り戻しています。

発電事業においては、世界的に脱炭素化社会実現への関心が更に高まっており、国内では非効率石炭火力のフェードアウトの具体化が始まりました。

このような市場環境の変化や地球温暖化防止等の社会の要請を踏まえ、当社は脱炭素化社会の実現に貢献するという方針のもと、既存事業の技術とリソースを「火力発電の脱炭素化」「水素・アンモニア社会構築」などの成長領域に投入し事業構造転換を図るべく取り組んでいます。2020 年度の主な活動事例は以下の通りです。

- ・ 高砂工場 GTCC 実証発電設備(第二 T 地点)が完成、次世代 1,650℃級 JAC 形ガスタービンの長期実証運転を開始 (GTCC/2020 年 7 月)
- ・ 世界初となるアンモニア焚き 4 万 kW 級ガスタービンシステムの開発に着手 (GTCC/2021 年 3 月)
- ・ ボイラ製造機能を長崎工場に集約を発表、呉工場はボイラーサービス事業のエンジニアリング機能と環境プラント事業の競争力を強化 (スチームパワー・サービス/2021 年 2 月)
- ・ セルビアで世界最大級の排煙脱硫装置 (FGD) を受注。 (AQCS/2020 年 10 月)
- ・ 欧州向け海外初の SOFC 「MEGAMIE」 を受注。 (新事業/2020 年 10 月)
- ・ AM(アディティブ マニファクチャリング) 事業の本格始動へ向け、日立工場に AM-Zone 稼働、大手金属粉末メーカーとライセンス契約締結。 (新事業/2020 年 11 月)

##### (2) 経営理念

当社は、2020 年 9 月 1 日に三菱パワー株式会社と社名変更するとともに、新たに「三菱パワーは、革新的な発電技術とソリューションにより、エネルギーの脱炭素化と電力の安定供給に世界中で貢献し、持続可能な未来の実現に取り組めます」というミッションステートメントを掲げ、三菱重工グループの中核企業として他の三菱重工グループ会社やパートナー会社との協調・連携を強化しながら、カーボンニュートラル社会の実現、エナジートランジションの推進に貢献していきます。

##### (3) 受注、売上及び損益

当事業年度における当社の受注高は、スチームパワー新設市場の急激な縮小、新型コロナウイルス影響によるアフターサービス工事の実施時期後ろ倒しなど事業にとって厳しい環境下にありましたが、リモート等も活用しながら拡販に努め、単独受注高は 5,753 億円 (連結受注高は 9,211 億円) となりました。前年度 (単独 8,163 億円, 連結 12,632 億円) との比較では、GTCC 及びスチームパワーの新設案件の受注減が影響し大幅な減少となりました。

当事業年度における当社の単独売上高は、スチームパワーの売上減少により 7,549 億と  
なっております（連結売上高は前事業年度並みの 11,188 億円）。単独営業利益は、スチ  
ームパワーにおける国内新設工事費用の高騰や一部工事の採算悪化等の影響から△383  
億円の赤字となり（連結営業利益は 19 億円の黒字）、前事業年度（単独 174 億円、連結  
455 億円）から大幅な減益になりました。

#### 1-2 資金調達の状況

当社は親会社である三菱重工業株式会社のグループ内の効率的資金運用の観点から、同  
社のキャッシュ・マネジメント・システム（以下、「CMS」という。）にて資金調達を実施  
しておりますが、当事業年度末においては CMS からの借入はありません。一方で CMS に  
加入していないグループ会社から資金集約を目的にした短期借入 106 億円（MHI Power  
ZAF (Pty) Ltd. : 100 億円, Mitsubishi Power Europe GmbH : 6 億円）を実施しております。  
また、当社連結での当事業年度末における借入金は、子会社の三菱重工グループ等から  
の借入金で 114 億円となりました。

#### 1-3 設備投資の状況

当事業年度における当社単独の設備投資額は 177 億円となりました。主な案件として、  
高砂工場における T 地点設備更新 39 億円、ガスタービン高温部品増産計画 19 億円、高  
温部品生産能力増強 7 億円等に対する投資を実施しました。また、当社連結での当事業  
年度における設備投資は 219 億円となりました。

#### 1-4 他の会社の株式の処分の状況

三菱重工業株式会社は海外各拠点の効率化とガバナンス強化(含む連結納税)のため、国  
単位での法人統合や地域統括会社への出資元集約を推進しており、当社もこの方針に従  
い 2021 年 3 月に当社が保有する Mitsubishi Power Americas, Inc 株式の全てを、三菱  
重工業株式会社へ現物配当しました。

#### 1-5 対処すべき課題

脱化石燃料の急速な流れの中で火力発電新設市場は縮小し、GTCC 事業においては一時期  
に比べ市場回復傾向にあるものの、他社との競争により市場価格が下がり、非常に厳し  
い価格競争となっているため、コスト低減による収益力向上を進めていく必要があります。  
スチームパワー事業においては、新設市場が大幅に縮小する一方、既存設備の延命  
化や燃料転換等のニーズは高まっており、このような市場変化への適切な対応が急務であ  
り、本体生産リソースの縮小、サービス事業のメニュー拡充やリソース強化などを加速  
していく必要があります。AQCS 事業においては、脱硫装置の世界市場トップシェアを維  
持するとともに、サービス市場の拡大と収益力向上が課題です。

さらに、脱炭素社会に向けては、ガスタービンの水素・アンモニア専焼技術や CCUS (Carbon  
Capture, Utilization and Storage) などの新技術開発で貢献していく必要があります。

1-6 財産及び損益の状況

項 目	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
売 上 高 (百万円)	795,511	841,646	820,429	754,917
営業利益/△は損失 (百万円)	43,943	30,670	17,417	△38,376
当期純利益/△は損失 (百万円)	23,866	30,079	40,147	△7,353
一株当たり当期純利益/△は損失 (百万円)	23.86	30.07	40.14	△7.35
総 資 産 (百万円)	1,207,747	1,219,604	1,205,153	963,514
純 資 産 (百万円)	648,170	674,517	714,243	527,679
一株当たり純資産 (百万円)	648.17	674.51	714.24	527.67

1-7 主要な事業内容

火力発電システム等に係る施設又は設備を構成する、ボイラ、ガスタービン、蒸気タービン及び発電機等、並びにこれらに附帯する環境装置、制御装置等の機器及び装置の製造、据付、販売及びサービス

1-8 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

当社の親会社は、三菱重工業株式会社であり、同社は当社の株式1,000株（出資比率100%）を保有しております。

(注) 2020年9月1日に株式会社日立製作所が所有する当社の株式全て(350株)が、三菱重工業株式会社へ譲渡された。

(2) 重要な子会社の状況

ア. 名 称：Mitsubishi Power Europe GmbH

出 資 比 率：当社の100%子会社であるMitsubishi Power Europe, Ltd.が99.99%、当社が0.01%

主要な事業内容：火力製品と環境装置全般に関する事業

イ. 名 称：三菱パワーインダストリー株式会社

出 資 比 率：100%

主要な事業内容：産業用ボイラ・中小型火力発電プラントに関する事業

1-9 主要な営業所及び工場

(1) 当社

本社：横浜市

支社：北海道支社（札幌市）、東北支社（仙台市）、北陸支社（富山市）、中部支社（名古屋市）、関西支社（大阪市）、中国支社（広島市）、四国支社（高松市）、九州支社（福岡市）

工場：日立工場（茨城県日立市）、高砂工場（兵庫県高砂市）、呉工場（広島県呉市）、長崎工場（長崎市）

(2) 子会社

Mitsubishi Power Europe GmbH (ドイツ)  
三菱パワーインダストリー株式会社 (横浜市)

1-10 使用人の状況

(2021年3月31日現在)

人数	前事業年度比
9,176名	314名減

(注) 執行役員、定年退職後の雇用延長社員、嘱託契約の従業員及び子会社等への休職派遣者は含めておりません。

【参考】連結人員 17,929名 (2021年3月31日現在)

(注) 本項における数値は、特に記載のない場合は当社単独のものです。

1-11 その他の記載事項

(1) 重要な訴訟

2017年10月、当社及び親会社である三菱重工業株式会社(以下、三菱重工)は韓国東西発電株式会社(以下、東西発電)から、当社が供給した蒸気タービン発電設備の試運転中に発生した、焼損事故による不稼働損失にかかわる損害賠償を求める仲裁を韓国商事仲裁院に申し立てられました。東西発電の主張は、当該焼損事故は当社の故意・重過失により生じたものであり、当社及び三菱重工は契約上及び韓国法上、損害賠償責任を負うというものであります。これらに対し当社及び三菱重工は、当社には故意・重過失はなく、契約上、当社の責任は限定される旨主張しております。

(2) その他当社に関する重要事項

当社及び三菱重工は、2021年5月10日に開催した両社の取締役会において、両社のリソースをダイナミックに一体運営することを可能とし、三菱重工グループの成長エンジンであるエナジートランジションを一層加速するため、2021年10月1日付で、当社が営む火力発電システム事業等を三菱重工へ会社分割により承継する方針を決定しました。

2. 会社の株式に関する事項

発行可能株式総数 普通株式 1,000株  
発行済株式総数 普通株式 1,000株  
株主数 1名  
株主

2021年3月31日現在

株主名	各株主が有する当社の株式	
	持株数	出資比率
三菱重工業株式会社	普通株式 1,000株	100%



### 3. 会社役員に関する事項

2021年3月31日現在

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役社長※	河相 健	CEO	
取締役 (常務執行役員)	吉田 泰二	CSO	
取締役 (常務執行役員)	藤沢 昌之	CFO CAO	
取締役 (常務執行役員)	土師 俊幸	GTCCビジネスユニット長	
取締役	細見 健太郎		三菱重工業株式会社 常務執行役員
監査役 (常勤監査役)	高柳 龍太郎		
監査役 (常勤監査役)	来嶋 慎也		
監査役	木村 千章		三菱重工業株式会社 執行役員

(注) 1. ※印は代表取締役を示します。

2. 当事業年度中に取締役及び監査役を辞任により退任した者は次のとおりです。

地位	氏名	担当	退任日
監査役	小池 誠		2020年6月19日
監査役	廣江 睦雄		2020年6月19日
取締役	吉田 泰二	CSO	2021年3月31日
取締役	細見 健太郎		2021年3月31日

なお、2021年4月1日をもって、次のとおり取締役に就任いたしました。

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役 (常務執行役員)	東澤 隆司	ターボマシナリー本部長	
取締役	加口 仁		三菱重工業株式会社 常務執行役員

#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

#### 5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容及び当該体制の運用状況の概要

##### 5-1 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社は、法令に従い、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議し、公正で健全な経営の推進に努めております。

なお、当事業年度末日時点における取締役会決議の内容は、以下のとおりであります。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備する。

##### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は法令を遵守し社会規範や企業倫理を重視した公正・誠実な事業活動を行うことを基本理念とし、取締役は自ら率先してその実現に努める。
- (2) 取締役会は、取締役から付議・報告される事項についての討議を尽くし、経営の健全性と効率性の両面から監督する。また、非常勤役員の意見を得て監督の客観性と有効性を高める。

##### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書管理の基本的事項を規則に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存・管理する。
- (2) 上記の情報は、取締役及び監査役が取締役の職務執行を監督・監査するために必要と認めるときは、いつでも閲覧できるものとする。

##### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各種リスクを適切に管理するため、リスクの類型に応じた管理体制を整備し、管理責任の明確化を図るものとする。
- (2) リスクを定期的に評価・分析し、必要な回避策又は低減策を講じるとともに、内部監査によりその実効性と妥当性を監査し、定期的にと取締役会に報告するものとする。
- (3) 重大リスクが顕在化した場合に備え、緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう速やかにトップへ情報を伝達する手段を確保し、また各部門に危機管理責任者を配置する。

##### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会で事業計画を策定して、全社的な経営方針・経営目標を設定し、社長を中心とする業務執行体制で目標の達成に当たる。
- (2) 経営目標を効率的に達成するため、組織編成、業務分掌及び指揮命令系統等を規則に定める。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンスに関する委員会をはじめとした組織体制を整備し、社員行動指針の制定や各種研修の実施等を通じて社員の意識徹底に努める。
- (2) 内部通報制度などコンプライアンスの実効性を高めるための仕組みを整備するほか、コンプライアンスへの取組状況について内部監査を実施し、取締役会に報告する。

6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社社長が経営責任を担い独立企業として自主運営を行うとともに、当社グループ全体が健全で効率的な経営を行い連結業績向上に資するよう、当社とグループ会社間の管理責任体制や、グループ会社から当社へ伺出又は報告すべき事項を定め、グループ会社を支援・指導する。
- (2) 当社グループ全体として業務の適正を確保し、かつグループ全体における各種リスクを適切に管理するため、コンプライアンスやリスク管理に関する諸施策はグループ会社も含めて推進し、各社の規模や特性に応じた内部統制システムを整備させるとともに、当社の管理責任部門がその状況を監査する。
- (3) 当社及び当社グループ会社が各々の財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために必要な組織、規則等を整備する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役の要請に対応してその円滑な職務遂行を支援するため、監査役室を設置して専属のスタッフを配置する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に関する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役室のスタッフは監査役室の専属として取締役の指揮命令を受けず、監査役の指揮命令に従うものとし、また人事異動・考課等は監査役の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性と監査役室のスタッフに対する監査役の指示の実効性を確保する。

9. 取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役等は、グループ会社に関する事項も含めて監査役への報告や情報伝達に関しての取り決めを実施するほか、定期的な意見交換などを通じて適切な意思疎通を図るとともに、監査役の求めに応じて報告を行う。
- (2) グループ会社の取締役等は、適宜監査役への報告や情報伝達を実施するほか、監査役の求めに応じて報告を行う。

- (3) 内部通報制度の所掌部門は、内部通報により通報された内容及びコンプライアンスに関して報告を受けた内容を監査役に報告するものとする。
10. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 内部通報制度により通報した者に対して、通報を理由としたいかなる不利益な取扱いも行っていない旨社規に定め、その旨を周知し適切に運用するものとする。
11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (1) 監査役の職務の執行について生ずる費用の支弁に充てるため、毎年度、監査役からの申請に基づき一定額の予算を確保するとともに、監査役からその他の費用の請求があった場合には会社法第388条に基づき適切に処理する。
12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査役が、社内関係部門及び会計監査人等との意思疎通を図り、情報の収集や調査を行うなど、実効的な監査が行えるよう留意する。

以上

#### 5-2 業務の適正を確保するための運用状況の概要

当社は会社法に基づき基本方針を決議し、内部統制システムの構築・運用に取り組んでいる。2020年度は重点課題として、社員ひとりひとりがコンプライアンスを最優先とした事業活動を行うことと、職場で何でも指摘しあえる職場風土を構築するための教育及び情報の発信を行った。

2020年度の運用状況については、内部統制システムを適切に整備・運用しており、それらをモニタリングする内部監査でも実効をあげているものと認められる。

以下、具体的な運用を項目別に報告する。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する取組み
- ・業務の適正が確保されるよう、「行動指針」、「取締役会規則」を定め、「三菱重工グループ グローバル行動基準」に従って行動するよう決議しており、これにより、取締役は自らが適法・公正な行動を取るのみでなく、必要な社内体制の構築に主導的な役割を發揮している。
  - ・2020年度は定時取締役会を12回、臨時取締役会を1回開催し、「取締役会規則」に定める付議事項・報告事項基準に明記されている案件のほか、「取締役において提案する事項」「取締役において報告する事項」も13件付議・報告され、非常勤役員も含めて関連な討議を行っている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制に関する取組み

- ・文書作成の原則、文書の管理体制、文書管理の基本的事項について「文書管理規則」、  
「文書保管 保存規則」及び「文書作成要領」等の規則・標準を定め、運用している。
- ・取締役会議事録・経営会議議事録・各種伺書等の重要文書は上記規則に基づき適切に保存・管理している。
- ・情報管理に関連するリスクに適切に対処するため、「情報管理規則」、「個人情報保護規則」を定めるとともに、秘密情報や個人情報の取扱いについて「秘密情報管理要領」、「秘密情報管理における技術情報特有事項の取扱い要領」、「三菱パワー IT セキュリティ基準」、「法定調書作成に係る個人番号（マイナンバー）取得要領」を制定し、情報セキュリティ管理及び監査を適切に行っている。2020年度はガスタービンや原子力の海外提携先、海外拠点及び海外事務所の19場所に対して書面審査を行い、その内5場所に対してリモートによる情報管理に関する監査を実施した。2021年度も書面審査、海外監査を継続することにより、改善を図ることとしている。また、2020年9月に、当社ネットワークに対してマネージド・サービス・プロバイダを経由した第三者からの不正アクセスを受けるというサイバーインシデントが発生したが、事実関係調査や官辺報告等初動対応を適切且つタイムリーに行うと共に、三菱重工と連携しサーバーの監視機能を強化するなど再発防止対策を実施している。
- ・「監査役監査に関する要綱」（以下「要綱」という。）を周知し、取締役及び監査役から指示があったときは、各部門は業務処理に係る文書等の情報を速やかに閲覧に供することとしている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する取組み

- ・事業活動に伴う各種リスク（事故・災害、コンプライアンス違反、品質問題、工事採算悪化等）については、それぞれ主管部門において、リスク管理に関する規則や標準を定めて対応するとともに、必要に応じて専門性を持った委員会などの会議体で審議し、リスク発生の未然防止に向けた統制活動を行っている。その中で大きな問題があれば、経営会議や取締役会を通じて直接経営幹部への報告を行い適切に対処している。今後も従来から取り組んでいる三菱重工のリスクマネジメント活動との連携を更に深め、事業リスク管理の強化に努めていく。
- ・火力発電新設市場が縮小し競合他社との価格・性能競争の厳しさが増す中、受注工事の採算悪化防止のため、商談の引合開始から受注前にリスクコスト検討会を実施し、各種リスク（商務条件、供給範囲、性能、納期等）に対する入口管理を行っている。また、事業リスクマネジメントGPPガイドライン1の個別案件リスク審議要領に則り、三菱重工グループのリスク審議プロセスに従ったリスクの特定・評価を実施している。工事受注後は、プロジェクトリスクフォロー会議を定期的に開催し、性能や納期、現地工事費など採算悪化を招く恐れのあるリスクの早期発見及び予防、回避の検討を行うなど、工事採算の悪化防止、大口赤字工事の発生防止に向けた体制を構築し取り組んでいる。
- ・2020年度は、現地工事費高騰、計画した原価低減の未達、IGCC新設工事での不適合発生等により大幅なコスト悪化が発生した為、損益悪化拡大防止を目的として、本社と工場間での「損益改善緊急対策会議」を定例化し、改善期待の刈り取りと悪化リスク回避のフォローに取り組んでいる。新製品・新事業に対するリスク管理、見積も含めた適

正な損益管理が今後も課題である。

- ・中長期的な事業リスク可視化の為、各ビジネスユニットにおけるステークホルダーを整理し、事業計画に内在するリスクを抽出、対策内容やリスク評価を経営会議やドメインリスクマネジメント委員会に定期的に報告し、情報を広く共有しながら継続的に管理している。
- ・過去に発生したコンプライアンス事案の中から、重大リスクを抽出し、「国内G会社現地工事における残材処理業務、現地工事資金管理」「海外現地工事における支払業務の統制状況確認」「国内G会社コンプライアンス体制モニタリング」「建設業法・輸出管理プロセスオーナーに対する監査」をテーマとした内部監査を実施し、大きな問題は認められなかったものの、今後改善すべき点等を指摘し、その結果を2021年4月22日の取締役会に報告した。
- ・「危機管理対応要領」を整備し、企業の存立を脅かしかねないリスクの予兆を掴んだ場合、あるいは万一、本リスクが顕在化した場合に、速やかに社長等経営幹部に情報を伝達し、適正かつ的確に対処し影響を最小化するため、危機管理情報システムを構築し運用している。なお、2020年度は13件（コロナ罹患報告を除く）の危機管理情報の報告事案が発生し、それぞれ適切に対応を行った。
- ・安全衛生管理については、リスクアセスメントの展開やその対策状況のパトロール・監査での確認、先行指標として「LIIRによる危険度評価」を用いた先手管理、災害事故多発による高リスク事業場での特別活動などを展開し、労働災害防止に向けた各種リスク低減を図った。

また、2020年11月、12月に現地工事にて連続して死亡災害を2件発生させてしまったことを受けて、河相社長名での緊急安全宣言の発出および緊急安全対策を実施した。対策（活動）のポイントとして、①現場トップの強力な関与と意思の伝達 ②全員参加の安全文化構築 ③システムティックな安全管理の構築 を行い、受動的から自律的な安全への進化を図るべく取り組んだ。管理者・作業員により安全意識が浸透するよう2021年度も継続して取り組んでいく。

なお、2020年度の新たな取り組みとして外部コンサルタントによる安全診断を受診し、管理者のリーダーシップや安全優先の意識等の項目において厳しい評価を受けた為、社長と現場との直接対話の機会を増やすなど管理者による率先垂範や、現場作業の注意点を纏めた「特別注意事項」制定など全員で安全意識を共有する取り組みを行った。

- ・「健康経営の推進」について、「MHIグループAction5ご健幸に！！」の実施内容に沿って、①ライフスタイル（生活習慣改善）②スマイル（メンタルヘルス予防）③スモークフリー（受動喫煙防止）④コントロール（重症化予防）⑤コンプライアンス（定期健康診断受診の徹底）の5つのアクション毎に、三菱重工と一体となった活動を実施した。
- また、「生活習慣病高リスク者の減少」については、2020年4月改正健康増進法施行を受け、法令遵守の観点から、屋内喫煙所の廃止・屋外への移設等、取り組みを強化した。「精神健康不調者の減少」については、2020年度のストレスチェック回答率は97.3%と高く、高ストレス者割合は、7.08%となった。さらに高ストレス者のうち医師による面接指導を希望した社員全員に面談を実施するとともに高ストレス職場への改善フォローを実施し、職場環境改善につなげている。
- ・全世界で急速に感染が拡大している新型コロナウイルス対策として、当社及びグループ



会社の全社員を対象に在宅勤務を基本とし、ITによるテレワーク環境を整備すると共に、出勤時は時差出勤を推奨、不要不急の出張や会議、イベントを自粛するなど対策を講じ、社員への感染防止に努めた。事業面においても、本邦からの遠隔支援や現地グループ会社との連携等を通じてコロナ禍でも最大限可能な範囲で工事遂行に努めた。顧客に対しては工程調整、契約条項に基づくリスク負担の協議等を行うと共に、高砂第二地点バーチャル見学会やリモート商談等の拡販活動も工夫しながら実施した。また、調達部門による全世界地域別のパートナー企業状況把握と、綿密な納期調整実施するなど、コロナ渦においてもサプライチェーンの維持・構築に努めている。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する取組み
- ・会社の組織編制、業務分掌及び指揮命令系統等については、「職制規則」等の社規則に規定し、権限と責任を明確化している。また、執行役員制度を導入し、重要事項の決定や業務執行の監督を担う取締役と、業務執行を担う執行役員の権限と責任を明確にしている。業務的的確かつ効率的な運営に資するため、「経理規則」等の規程により業務処理の標準化を推進している。
  - ・2020年度の経営目標の達成に向け、各部門における達成状況を主要KPIとして毎月経営会議に報告し情報共有をはかると共に、財務モニタリングとして四半期ごとに確認を行った。
  - ・構造改革推進室を旗振り役として、ボイラ事業の国内拠点再編や人員再配置などリソース最適化に向けた取り組みを進めている。
  - ・ガスタービン高温部品の供給能力不足や、日立工場・呉工場における高操業等の経営課題に対し、設備投資・人員リソースシフトによる生産能力拡大など各種対策を実施した。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する取組み
- ・「コンプライアンス推進規則」に基づき、毎月の経営会議でコンプライアンス委員会を開催し、その内容を地域委員会および全社実務者連絡会へ展開している。
  - ・コンプライアンス意識を醸成する目的で、全従業員を対象とした半期毎のコンプライアンス推進教育、各階層別教育（新入社員、新任M級、DM級等）、月例コンプライアンス教育、社長からのコンプライアンスメッセージの発信を行っている。コンプライアンス違反防止のためには、コミュニケーションの闊達化が大事であり、その取り組みとして、経営幹部によるタウンミーティング等の施策を実施した。また、長崎工場及び呉工場においては、過去に発生した労災隠しの再発防止対策の一環として、タスクフォースチームやワークショップによる現場の声の掬い上げ等、現場の風土改善活動を展開している。
  - ・贈賄防止に関しては、2018年より継続実施しているプロジェクト単位での受注前・受注後における贈賄リスクの洗い出しやリスクベースでの商社・代理店・コンサルタント等起用時のリスク管理の徹底に取り組んだ。更に不正競争防止法違反で2018年7月に当社元役員及び元社員が起訴されたことを受けて、毎年7月20日を「贈賄防止の日」と定めて社長メッセージを発信するとともに、タイ事案を踏まえた全社員を対象とした贈賄防止教育、社内ルールの理解度を深める目的でe-drillによる教育を実施した。

- ・「コンプライアンス通報窓口」を設置し、法令違反や不正行為等について社員からの通報を受け付け、状況を調査して必要な対処を行っている。2020年度はグループ会社に関するものも含め40件の通報があり、調査の結果13件の違反があった。通報以外では、12件のコンプライアンス違反(グループ会社案件を含む)が懸念される事案について調査を行った結果、10件の違反があり、これら全ての違反に対し必要な対策を行った。
- ・2020年度のコンプライアンス違反件数23件の内10件がパワハラ事案だった為、パワハラ防止のための職場点検(部課長会議でのディスカッション)を実施するなど、ハラスメントの撲滅に向けた活動を展開した。
- ・下請法に関し、過去から慣習的となっていた業務プロセスにおいて違反が判明した為、全社で緊急自主点検を行い同様の事案がないか調査を実施すると共に、その対策として、社長メッセージの他、全従業員を対象とした再発防止教育や手配プロセスの簡素化等改善を図った。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する取組み

- ・グループ会社の経営・管理事項に関する管理手続きや当社側の責任体制及び決裁者を定めた「グループ会社関連伺出事項決裁基準一覧表」に基づき、グループ会社に対する適切な支援や指導を行っている。また、「グループ会社の取締役の責任と権限」を制定し、各取締役へ周知徹底を行い、当該取締役が各グループ会社の業務執行状況の監視・監督を行っている。
- ・海外グループ会社については、「月報及び業績報告書ガイドライン」に基づき、グループ会社の経営状況を把握しているほか、米州、欧州、中国、東南アジアにおいて海外地域統括体制を運用中。「海外地域統括会社の最高責任者の責任と権限」を制定し、各地域の最高責任者の責任と権限の明確化を図り、運用している。引き続き、海外地域統括会社の経営状況モニタリング及びビジネス支援を通じて、地域統括体制の確立に向けて取り組んでいく。
- ・地域統括体制をとっている海外グループ会社を対象に「海外地域統括会社期首計画達成戦略会議」を開催し、第3四半期には各社の収益達成に向けた重点取組項目進捗、主要リスク、打ち手の議論、2021年3月には2020年度実績予想及び2021年度事業計画数値達成に向けた打ち手と課題の報告と審議を行った。
- ・各グループ会社に対して「グループ会社の経営管理サイクル」を周知し、戦略及び事業計画の立案から業績と見通しの報告、報酬評価に至るまでの一連の管理サイクルの徹底を行っている。各グループ会社の業績と経営状況については「四半期報」と「Dashboard」にて経営幹部へ定期報告を行い、必要なアクションを適時適切に行うための情報を提供している。
- ・海外地域統括会社にコンプライアンス責任者を設置し、自社及び傘下会社に対してコンプライアンスに関するルールを徹底すべく、三菱重工グループとしてコンプライアンス推進グローバルポリシーを制定した。さらに海外グループ会社の社員の全員に対して、グローバル行動基準に関するeラーニングを実施し、三菱重工グループの社員として、守るべきルールを徹底すべく受講フォローを強力に推進している。  
更に、三菱重工の経営監査部及び海外地域統括会社の内部監査人が、地域統括会社の傘下会社を含めて監査を行い、当社もその結果を確認している。海外地域統括会社を含め

た当社グループの内部監査結果は、2021年4月22日の取締役会にて報告した。

- ・グループ会社で発生したコンプライアンス違反の内、会計不正、取引先との癒着、横領といった重大な違反事案については、各社コンプライアンス責任者とも綿密に連携しながら問題点の改善、再発防止を図っている。今後もその定着や全般的な風土改善を図るべく引き続き取り組んでいく。
- ・当社で発生した外為法違反事案の再発防止策として、輸入品管理規則を新たに制定すると共に、その具体的な手続きを業務標準にも展開しルールを整備した。さらに、当該事案の水平展開として、輸入品取り扱いがある国内グループ会社へ同様の規則制定を要請し、2021年3月に整備完了した。
- ・国内グループ会社の伸長事業や要員不足部門の増強のため、当社から休職派遣等の人的支援を行ったり、各社経営層に問題点や悩み等についてヒアリングを実施し改善に繋げるなど、グループ会社へのサポートを実施した。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する取組み

- ・要綱に定めるとおり、監査役室を設けて専任スタッフを4名配置し、監査役の職務執行を支援している。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に関する指示の実効性の確保に関する取組み

- ・要綱に定めるとおり、監査役室のスタッフは、監査役の指揮命令に基づいて業務を執行し、その人事異動・考課等は監査役の同意の下に行っている。

(9) 取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制に関する取組み

- ・監査役は、取締役・執行役員・社員等に対し、いつでも業務の執行状況の報告を求め、又は業務及び財産の状況を調査できる旨要綱に規定しており、そのとおりに運用されている。
- ・常勤監査役は経営会議、その他の重要会議に出席することが要綱に規定されており、そのとおりに運用されている。
- ・取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告することとしている。
- ・「コンプライアンス通報窓口」に通報された案件をはじめコンプライアンスに関する案件を定期的に監査役に報告している。
- ・経営会議等により、取締役社長をはじめ執行部門のトップとの情報・意見の交換を行う機会を設けている。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制に関する取組み

- ・「コンプライアンス推進規則」に通報した者が不利益な取扱いを受けないことを定め、その旨を記載したカードの全社員への配付を継続している。また、三菱パワーポータルの通報窓口掲載ページ及びコンプライアンス教育においても全従業員へ周知している。

- (11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項に関する取組み
- ・ 監査役室に一定額の予算を確保するとともに、監査役からその他の費用の請求があった場合には適切に処理している。
- (12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する取組み
- ・ 会計監査人による会計に関する監査に関して、会計士監査に監査役が立会い、会計監査人の職務遂行状況を確認する機会、及び会計監査人との情報・意見交換を行う機会を設けている。
  - ・ グループ会社に対する監査も監査計画に基づき円滑に実施できるようになっている。

# 2020年度 計算書類

三菱パワー株式会社

# 貸借対照表

2021年3月31日現在

三菱パワー株式会社

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )	百万円	( 負 債 の 部 )	百万円
<b>流動資産</b>		<b>流動負債</b>	
現金及び預金	13,661	電子記録債務	16,844
電子記録債権	30	買掛金	142,634
売掛金	252,893	短期借入金	10,696
商品及び製品	22,236	未払金	4,983
仕掛品	77,427	未払費用	12,270
原材料及び貯蔵品	16,914	未払法人税等	1,398
前渡金	14,910	前受金	86,808
前払費用	106	預り金	21,480
短期貸付金	188,326	前受収益	15,669
その他	39,679	保証工事引当金	15,937
<b>流動資産合計</b>	<b>626,188</b>	製品保証引当金	12,027
<b>固定資産</b>		受注工事損失引当金	32,763
<b>有形固定資産</b>		株式給付関連引当金	99
建物	26,063	関係会社関連損失引当金	2,589
構築物	7,367	事業構造改善引当金	643
機械及び装置	62,715	その他	541
車両運搬具	44	<b>流動負債合計</b>	<b>377,387</b>
工具、器具及び備品	6,174	<b>固定負債</b>	
土地	16,363	退職給付引当金	57,686
建設仮勘定	5,662	株式給付関連引当金	364
<b>有形固定資産合計</b>	<b>124,390</b>	PCB廃棄物処理費用引当金	74
<b>無形固定資産</b>		資産除去債務	289
のれん	25,786	その他	32
商標権	105	<b>固定負債合計</b>	<b>58,447</b>
ソフトウェア	828	<b>負 債 合 計</b>	<b>435,835</b>
その他	1,370	( 純 資 産 の 部 )	
<b>無形固定資産合計</b>	<b>28,090</b>	<b>株主資本</b>	
<b>投資その他の資産</b>		資本金	100,000
投資有価証券	5,067	資本剰余金	
関係会社株式	79,278	資本準備金	384,036
関係会社出資金	11,822	<b>資本剰余金合計</b>	<b>384,036</b>
長期貸付金	1,173	<b>利益剰余金</b>	
社員長期貸付金	8	その他利益剰余金	
関係会社長期貸付金	23,352	繰越利益剰余金	41,924
破産更生債権等	702	<b>その他利益剰余金合計</b>	<b>41,924</b>
長期前払費用	147	<b>利益剰余金合計</b>	<b>41,924</b>
繰延税金資産	62,666	<b>株主資本合計</b>	<b>525,960</b>
その他	1,326	評価・換算差額等	
貸倒引当金	△ 702	その他有価証券評価差額金	1,719
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>184,845</b>	<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>1,719</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>337,326</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>527,679</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>963,514</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>963,514</b>



# 損 益 計 算 書

2020年4月1日から  
2021年3月31日まで

三菱パワー株式会社

科 目	金 額
	百万円
売上高	754,917
売上原価	678,679
売上総利益	76,237
販売費及び一般管理費	114,613
営業損失	△38,376
営業外収益	
受取利息	666
受取配当金	32,550
為替差益	1,247
その他	219
営業外収益合計	34,683
営業外費用	
支払利息	15
固定資産除却損	951
その他	2,630
営業外費用合計	3,597
経常損失	△7,289
特別損失	
関係会社関連損失	2,589
事業構造改善費用	1,431
関係会社株式評価損	543
特別損失合計	4,563
税引前当期純損失	△11,853
法人税, 住民税及び事業税	12,361
法人税等調整額	△16,861
当期純損失	△7,353

## 株主資本等変動計算書

2020年4月1日から  
2021年3月31日まで

三菱パワー株式会社

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計				
				繰越利益 剰余金	その他利益 剰余金合計					
当期首残高 (百万円)	100,000	384,036	384,036	229,277	229,277	229,277	713,313	929	929	714,243
当期変動額										
剰余金の配当				△180,000	△180,000	△180,000	△180,000			△180,000
当期純損失				△7,353	△7,353	△7,353	△7,353			△7,353
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)								789	789	789
当期変動額合計 (百万円)	-	-	-	△187,353	△187,353	△187,353	△187,353	789	789	△186,563
当期末残高 (百万円)	100,000	384,036	384,036	41,924	41,924	41,924	525,960	1,719	1,719	527,679

## 個別注記表

### 重要な会計方針

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

関係会社株式(子会社株式及び関連会社株式)・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産

商品及び製品・・・移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品・・・個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料及び貯蔵品・・・移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、のれんについては20年以内のその効果の及ぶ期間、商標権については10年、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(主として5年)にわたって、均等償却

##### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上している。

##### (2) 保証工事引当金

工事引渡後の保証工事費の支出に備えるため、将来の保証費用を個別に見積り、計上している。

##### (3) 製品保証引当金

工事引渡後の製品保証費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の製品保証費用を見積り、計上している。

##### (4) 受注工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、未引渡工事のうち当事業年度末で損失が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失を引当計上している。

なお、受注工事損失引当金の計上対象案件のうち、当事業年度末の仕掛品残高が当事業年度末の未引渡工事の契約残高を既に上回っている工事については、その上回った金額は仕掛品の評価損として計上しており、受注工事損失引当金には含めていない。

(5) 関係会社関連損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上している。

(6) 事業構造改善引当金

事業構造改善に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生の見込み額を計上している。

(7) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

過去勤務費用は一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしている。

(8) 株式給付関連引当金

役員及び幹部級管理職に対する信託を通じた親会社株式交付による報酬の給付に備えるため、当事業年度末において対象者に付与されている株式交付ポイントに基づき、将来の株式交付費用の見積額を計上している。

(9) PCB 廃棄物処理費用引当金

PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理費用の支出に備えるため、処理費用及び収集運搬費用の見積額を計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2018 年 3 月 30 日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2018 年 3 月 30 日)を適用している。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020 年法律第 8 号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第 39 号 2020 年 3 月 31 日)第 3 項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28 号 2018 年 2 月 16 日)第 44 項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

## 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載している。

## 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおり。

### 1. 収益の認識と測定

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 売上高 754,917 百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

売上高の一部は、工事契約に基づき進捗度に応じて計上されている売上高である。計算書類に計上した金額の算出方法については「収益認識に関する注記」参照。

### 2. 受注工事損失引当金の認識及び測定

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 受注工事損失引当金 32,763 百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

計算書類に計上した金額の算出方法については「重要な会計方針」3.項(4)参照。

### 3. 確定給付制度債務の測定

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 退職給付引当金 57,686 百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

計算書類に計上した金額の算出方法については「重要な会計方針」3.項(6)参照。

### 4. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 62,666 百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のものおよび将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識している。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定している。これらの見積りは将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性がある。

### 5. 固定資産の回収可能価額

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 有形固定資産 124,390 百万円

無形固定資産 28,090 百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

有形固定資産及び無形固定資産については、報告期間の末日に減損の兆候の有無を判定している。減損の兆候がある場合には、当該資産の回収可能価額を見積り、減損認識の要否の判定を行っている。減損の要否の判定にあたっては、資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識する。なお、回収可能価額は、資金生成単位の処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額をいう。このうち、使用価値の測定に用いる将来キャッシュフローは、経営者が作成した中期事業計画を基礎として見積もられる。

## 貸借対照表に関する注記

1. 減価償却累計額		
有形固定資産の減価償却累計額		292,262 百万円
2. 保証債務		
金融機関借入金等に対する保証債務		
L&T-MHI Power Turbine Generators Private Ltd.		4,547 百万円
社員（住宅資金等借入）		3,259 百万円
その他		2,070 百万円
合計		9,878 百万円
3. 関係会社に対する金銭債権債務		
短期金銭債権		50,224 百万円
長期金銭債権		2,130 百万円
短期金銭債務		30,481 百万円

## 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高		
売上高		117,085 百万円
仕入高		112,203 百万円
営業取引以外の取引高		32,648 百万円
2. 事業構造改善費用		
事業構造改善費用の主な内訳は、ボイラー事業の国内拠点再編に関連する費用である。		

## 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び数		
普通株式	1,000 株	
2. 配当に関する事項		
(1) 配当金支払額		
株式の種類	普通株式	
配当金の総額	180,000 百万円	
1株当たり配当金	180,000,000 円	
基準日	2021年3月4日	
効力発生日	2021年3月16日	

## 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		
繰延税金資産		
退職給付引当金		17,641 百万円
投資有価証券評価等		14,473 百万円
前受収益等		11,373 百万円
受注工事損失引当金		10,018 百万円
棚卸資産評価損		4,873 百万円
保証工事見積計上額		4,737 百万円
減価償却超過額		4,262 百万円
製品保証引当金		3,678 百万円
繰越欠損金		2,638 百万円
有償未決定工事		1,624 百万円

その他	5,282 百万円
繰延税金資産小計	80,599 百万円
評価性引当額	△15,885 百万円
繰延税金資産合計	64,714 百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△1,019 百万円
その他有価証券評価差額金	△757 百万円
その他	△271 百万円
繰延税金負債合計	△2,047 百万円
繰延税金資産（負債）の純額	62,666 百万円

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、一時的な余資を短期的な預金や貸付等、流動性・安全性の高い金融資産で運用している。なお、短期的な貸付は、三菱重工グループ会社の資金を管理しているCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)を通じて行っている。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、実需の範囲で行うこととしている。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っている。

投資有価証券は主に株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握している。

外貨建債権債務の為替変動リスクに対しては、必要に応じて為替予約を実施している。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていない。(注2)参照)

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 売掛金	252,893	252,893	-
(2) 短期貸付金	188,326	188,326	-
(3) 投資有価証券	4,141	4,141	-
(4) 買掛金	(142,634)	(142,634)	-

(\*)負債に計上されているものについては、( )で示している。

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法

##### (1) 売掛金

大部分が短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

##### (2) 短期貸付金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 投資有価証券

時価については、市場価格によっている。

(4) 買掛金

大部分が短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(注2) 非上場の投資有価証券(貸借対照表価額 926 百万円)、関係会社株式(貸借対照表価額 79,278 百万円)及び関係会社出資金(貸借対照表価額 11,822 百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めていない

### 収益認識に関する注記

当社は、製品の販売及び工事の実施・役務の提供を行っている。

・製品の販売

顧客が当該物品に対する支配を獲得する物品の引渡時点において主として履行義務が充足されると判断しており、通常は物品の引渡時点で認識している。

・工事の実施・役務の提供

契約で約束した財又はサービスに対する支配を契約期間にわたり顧客へ移転するため、履行義務の完全な充足に向けての進捗度に基づき収益を認識している。進捗度は、履行義務の充足を描写する方法により測定しており、主に、一定の期間にわたり履行義務の充足のために発生したコストが、当該履行義務の充足のための予想される総コストに占める割合に基づき見積っている。

### 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注1)	科目	期末残高(注2)
親会社の 子会社	Mitsubishi Power Americas, Inc.	なし	当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売 (注1)	41,355 百万円	売掛金	31,447 百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定している。

(注2) 取引金額には消費税等を含めていない。期末残高には消費税等を含めている。

### 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 527,679,472 円 46 銭

1 株当たり当期純損失 △7,353,454 円 64 銭

### 重要な後発事象

当社は、2021年5月10日開催の取締役会において、親会社である三菱重工業株式会社(以下、三菱重工)に、当社の火力発電システム事業等を吸収分割の方法により承継させる方針を決定した。詳細は次の通りである。

(1) 当該吸収分割の相手会社に関する事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容(2021年3月31日現在)

商号 : 三菱重工業株式会社

本店の所在地 : 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号



代表者の氏名：取締役社長 泉澤 清次

資本金の額：265,608 百万円

純資産の額：913,618 百万円

総資産の額：2,827,472 百万円

事業の内容：船舶・海洋、原動機、機械・鉄構、航空・宇宙、汎用機・特殊車両、  
その他事業における製造、据付、販売及びサービス等

②当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

相手会社は、当社の完全親会社であり、当社に取締役及び監査役を派遣している。

また、当社は、相手会社との間で業務委託、研究委託、賃貸借契約等の取引がある。

(2)当該吸収分割の目的

当社が推進する火力発電システムの脱炭素化と、親会社である三菱重工が推進する水素エコシステムやCO<sub>2</sub>エコシステムの構築を同時並行でスピーディに進めるなど、両社のリソースをダイナミックに一体運営することを可能とし、三菱重工グループの成長エンジンであるエナジートランジションを一層加速させるため、2021年10月1日付で、三菱重工に当社の火力発電システム事業等を吸収分割の方法により承継させる方針を決定した。

(3)当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他吸収分割契約の内容

①吸収分割の方法

三菱重工を吸収分割承継会社とし、当社を吸収分割会社とする吸収分割である。

②吸収分割に係る割当ての内容

当社は、三菱重工の完全子会社であるため、株式、金銭その他財産の割当ては行わない。

③その他の吸収分割契約の内容

(i)承継する権利義務

吸収分割契約において承継しないと定めるものを除き、吸収分割の効力発生日における当社の火力発電システム事業等の資産、契約その他の権利義務を、三菱重工が承継する。

(ii)日程

2021年5月10日 吸収分割の基本方針に係る取締役会決議（注1）

2021年7月～8月（予定） 吸収分割契約の締結

2021年10月1日（予定） 効力発生日

（注1）当該吸収分割は、三菱重工においては会社法第796条第2項に定める簡易分割の要件を満たし、当社においては会社法第784条第1項に定める略式分割の要件を満たすため、いずれも株主総会の承認を得ることなく行う予定である。

(iii) 契約内容は予定であり、今後、変更する可能性がある。

(4)実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定である。

本取引が当社の計算書類へ及ぼす影響は現在精査中である。

## その他の注記

2017年10月、当社及び親会社である三菱重工は韓国東西発電株式会社（以下、東西発電）から、当社が供給した蒸気タービン発電設備の試運転中に発生した、焼損事故による不稼働損失にかかわる損害賠償を求める仲裁を韓国商事仲裁院に申し立てられた。東西発電の主張は、当該焼損事故は当社の故意・重過失により生じたものであり、当社及び三菱重工は契約上及び韓国法上、損害賠償責任を負うというものである。これらに対し当社及び三菱重工は、当社には故意・重過失はなく、契約上、当社の責任は限定される旨主張していく。

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

三菱パワー株式会社  
取締役社長 河 相 健 殿

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田 中 賢 二 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 丸 田 健 太 郎 ⑩

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱パワー株式会社（旧社名 三菱日立パワーシステムズ株式会社）の2020年4月1日から2021年3月31日までの2020年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2021年5月10日開催の取締役会において、親会社である三菱重工業株式会社に、会社の火力発電システム事業等を吸収分割の方法により承継させる方針を決定した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

私たち監査役は、2020年4月1日から2021年3月31日までの2020年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等によって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

三菱パワー株式会社

監査役 高柳 龍太郎 ㊞

監査役 来嶋 慎也 ㊞

監査役 木村 千章 ㊞

## 添付議案書

### 第 1 号 議案 取締役 5 名選任の件

現在の当社取締役 5 名は、本定時株主総会終結の時をもって全員任期満了となります。

これに伴い、取締役 5 名の選任を願うものであり、取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略 歴
1	かわい けん 河相 健 (1955 年 4 月 27 日)	1979 年 4 月 三菱重工業株式会社入社 2014 年 2 月 当社執行役員, サービス戦略本部長兼営業戦略本部調査役 2015 年 4 月 当社常務執行役員, サービス戦略本部長兼営業戦略本部調査役 2016 年 4 月 当社取締役, 常務執行役員, サービス戦略本部長兼営業戦略本部調査役 2016 年 7 月 当社取締役, 常務執行役員, 営業本部長 2017 年 4 月 三菱重工業株式会社常務執行役員, アジア・パシフィック総代表兼インド総代表兼 Mitsubishi Heavy Industries Asia Pacific Pte. Ltd. Chairman 2018 年 8 月 同社常務執行役員, アジア・パシフィック総代表兼インド総代表兼 Mitsubishi Heavy Industries Asia Pacific Pte. Ltd. Managing Director 2019 年 4 月 当社取締役社長, CEO (現職)
2	ふじさわ まさゆき 藤沢 昌之 (1960 年 8 月 23 日)	1983 年 4 月 三菱重工業株式会社入社 2018 年 10 月 同社執行役員, パワードメイン副ドメイン長 2019 年 6 月 同社執行役員, パワードメイン副ドメイン長兼経営管理総括部長 2019 年 10 月 同社執行役員, パワードメイン副ドメイン長兼再生エネルギー事業部長 2020 年 4 月 当社取締役, 常務執行役員, CFO 兼 CAO 2021 年 4 月 当社取締役, 常務執行役員, CSO 兼 CFO 兼 CAO (現職)
3	はし としゆき 土師 俊幸 (1960 年 2 月 15 日)	1983 年 4 月 三菱重工業株式会社入社 2018 年 4 月 当社執行役員, エンジニアリング本部副本部長兼電力プロジェクト総括部長 2018 年 10 月 当社執行役員, エンジニアリング本部副本部長兼プロジェクト総括部長 2020 年 4 月 当社取締役, 常務執行役員, GTCC ビジネスユニット長 (現職)

4	<p style="text-align: center;">とうざわ たかし 東澤 隆司</p> <p style="text-align: center;">(1961年7月25日)</p>	<p>1986年 4月 三菱重工業株式会社入社</p> <p>2018年 4月 当社執行役員，ターボマシナリー本部副本部長兼高砂工場地域統括</p> <p>2020年 4月 当社常務執行役員，GTCC ビジネスユニット副ビジネスユニット長兼高砂工場長</p> <p>2020年 9月 当社常務執行役員，GTCC ビジネスユニット副ビジネスユニット長兼高砂工場長</p> <p>2021年 4月 当社取締役，常務執行役員，ターボマシナリー本部長（現職）</p>
5	<p style="text-align: center;">かぐち ひとし 加口 仁</p> <p style="text-align: center;">(1960年2月15日)</p>	<p>1984年 4月 三菱重工業株式会社入社</p> <p>2018年 4月 同社執行役員，グループ戦略推進室副室長</p> <p>2019年 1月 同社執行役員，グループ戦略推進室副室長兼戦略企画部長</p> <p>2019年 4月 同社執行役員，C o C S O兼マーケティング&amp;イノベーション本部長</p> <p>2021年 4月 同社常務執行役員，C S O兼成長推進室長（現職）</p> <p>2021年 4月 当社取締役（現職）</p>

以 上

吸収分割会社及び吸収分割承継会社の最終事業年度末日以降に生じた重大な財産の処分、重大な債務の負担、その他会社財産の状況に影響を与える事象の内容

1. 三菱重工業株式会社（以下、「三菱重工業」といいます。）は、2021年5月10日付で、2015年から導入している三菱重工業および三菱重工業の主要グループ会社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除きます。）および執行役員を対象とした株式報酬制度である「役員報酬BIP信託」ならびに三菱重工業および三菱重工業の主要グループ会社の経営の中枢を担う重要ポストに就く幹部級管理職を対象とした株式交付制度である「株式付与ESOP信託」の継続について決議し、三菱重工業が本制度に追加拠出する金銭の額や追加取得する三菱重工業株式の数および取得方法等について決定し、お知らせいたしました。
2. 三菱重工業は、2021年5月10日付で、三菱重工業の子会社である三菱パワー株式会社が営む火力発電システム事業等を会社分割の方法により承継する方針を決定し、お知らせいたしました。
3. 三菱重工業は、2021年6月1日付で、三菱重工業が2021年5月10日に公表した、「当社子会社の火力発電システム事業等の会社分割による当社への承継に関するお知らせ」について、会計監査人の監査の結果、分割会社である三菱パワー株式会社の直前事業年度の財政状態及び経営成績の一部に変更が生じたため、お知らせいたしました。

以上

## 債務の履行の見込みに関する説明書

三菱重工業株式会社（以下「甲」という。）及び三菱パワー株式会社（以下「乙」という。）は、2021年7月30日に締結した吸収分割契約に基づき、2021年10月1日を分割の効力発生日（以下「効力発生日」という。）として乙が吸収分割を行うにあたり、甲及び乙の債務の履行の見込みに関して、以下のとおり判断いたしました。

## 1. 分割後に乙に残存する資産及び負債の額

(1) 2021年3月31日現在の貸借対照表における乙の資産及び負債の額は、次のとおりであります。

資 産： 9,635 億円                      負 債： 4,358 億円

(2) 上記(1)で記載の乙の資産及び負債の額は、効力発生日まで特段の変動は見込まれておりません。

(3) 乙が分割により甲に承継させる予定の資産（以下「承継資産」という。）及び負債（以下「承継負債」という。）の額（予定）はそれぞれ次のとおりであります。

承継資産： 9,000 億円                      承継負債： 4,000 億円

(4) 従って会社分割後に見込まれる乙の資産及び負債の額は、資産の額が負債の額を十分上回ることが見込まれます。

## 2. 甲が分割により承継する資産及び負債の額

(1) 承継資産及び承継負債の額（予定）は、それぞれ次のとおりであります。

承継資産： 9,000 億円                      承継負債： 4,000 億円

(2) また、2021年3月31日現在の貸借対照表における甲の資産及び負債の額は、それぞれ次のとおりであります。

資 産： 2兆8,275 億円                      負 債： 1兆9,139 億円

(3) 上記(2)で記載の甲の資産及び負債の額は、効力発生日まで特段の変動は見込まれておりません。

(4) 従って会社分割後に見込まれる甲の資産及び負債の額は、資産の額が負債の額を十分上回ることが見込まれます。

## 3. 総括

吸収分割後の甲及び乙の事業活動において、債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在予想されておらず、甲及び乙の債務の履行能力については問題ないものと判断いたします。

以 上